# ニッポン自動車部品産業at重慶長安汽車2016 参加規約

#### ■規約の履行

本イベントにおいて展示、セミナー等を行う企業・団体等(以下出展社という)は、以下に記載する各規定を遵守しなくてはなりません。これらに違反した場合もしくは第三者への迷惑行為、公序良俗に反する行為があると主催者が判断した場合、主催者は出展申込の拒否、出展契約の解約、小間・展示物の撤去・変更の指示を、それぞれ行うことができるものとします。その際、出展社から事前に支払われた費用の返還および出展契約の解約、小間・展示物の撤去・変更によって生じた出展社および関係者の損害について主催者は一切補償しないとともに、主催者に損害があった場合には、出展社にその全額を賠償していただきます。

## ■出展資格

出展社は主催者が定める本イベントの主旨に沿う製品、サービスを提供する企業その他の事業体に限定され、主催者は製品、サービス等が、本イベント主旨に合致するか否かを決定する権利を有します。

# ■出展社名

出展申込書に記入された出展社名は、本イベントの重慶長安汽車工程

研究総院院内向け告知などに掲載されますので、必ず中国語表記の正式社名をご記入ください。中国語表記が難しい場合は英字で御対応戴きます。尚、代理店、商社、地方公共団体、各種政府系機関、金融機関等でお申し込み戴いても告知の必要上参加企業名にて申請して下さい。

■展示小間位置・メイン・コンファレンスルームでの特別プレゼンテーション(予定)時間割の決定

展示小間位置・特別プレゼンテーション時間割は、出展契約日、出展規模、出展・セミナー内容を考慮のうえ主催者が決定し発表いたします。主催者は、なるべく出展社の意向を尊重するよう努めますが、必ずしもすべての意向を反映させることができないことをご了承いただきます。尚、グループ参加企業はメイン・コンファレンスルームにおける特別プレゼンテーション(予定)に参加することはできません。

# ■出展契約の成立

出展社が出展申込書を提出し、主催者が出展社の出展料金全額の支払いを確認した時、参加の成立とします。

# ■出展契約の解約

出展社が出展契約成立後にその全部または一部を解約する場合は、必ず文書にて行わなければなりません。その際、出展社には下記の解約

料をお支払いいただきます。

- ①出展契約成立の日から2016年1月6日までは出展料金の30%
- ②2016年1月6日以降は出展料金の100%
- ・解約料を超える損害が主催者に発生している場合には、別途その損害 を賠償していただきます。
- ・解約料は、請求書に記載された期限までに当社指定銀行口座へ振り 込むものとします。

#### ■転貸の禁止

出展社は主催者の許可なく、契約小間の全部または一部を他社へ譲渡、 貸与等(譲渡料、貸与料等の有無を問わず)を行うことはできません。

## ■展示会の中止

主催者は、主催者の都合により、いつでも展示会の全部または一部を中止することができるものとします。この場合、主催者は、出展社に対して、開催中止となった部分の割合(一部中止の場合)及び開催残余日数等を基準として、主催者が相当と認める額を出展社に払い戻しますが、それ以外には、一切の責任を負いません。主催者の都合以外の理由によって、展示会の全部または一部が中止になった場合(主催者が中止せざるを得ないと判断した場合を含みます)、主催者は、出展社に対し、責任を

負いません。

#### ■損害賠償責任

主催者は、理由の如何を問わず、出展社及びその関係者が、会場を使 用して出展することを通じて被った人身及び財物に対する傷害、損害等 に対して一切の責任を負いません。また出展社は、その従業員、代理人、 関係者の故意、過失または無過失によって、会場の施設及びその設備 等や、第三者の人身・財物に与えた一切の損害について、ただちにその 損害を賠償しなければなりません。主催者が、これらの損害の賠償請求 を受けた場合、出展社は、自らの責任で、その支払いを行うと共に、主催 者に損害が生じた場合には、弁護士に支払った着手金・報酬金等も含め、 その全額を速やかに、主催者に支払うものとします。主催者は本イベント における一切の制作物の中に生じた誤字、脱字等に関する責任は負わ ないものとします。また、出展社並びに出展社の要員が本イベント開催 時並びに開催後において重慶長安汽車工程研究総院に出展社以外の 製品・サービスを独自に紹介する事を禁じます。このような事態が発覚し た折は、日本国法に基づく損害賠償請求の対象となり、出展社の潜在・ 顕在双方における重慶長安汽車との関係性が著しく損なわれる恐れが あります。

#### ■搬入と搬出・撤去

出展社は、主催者に規定されたスケジュールに従い展示品・各種資料の搬入を行います。また出展社は、すべての展示品及び資料の搬出・撤去を主催者に規定された期間内に完了するものとします。

これらの期間内に作業を完了させることができず、主催者及び関係者に 損害が生じた場合、出展社は、それによって主催者及び関係者に生じた 全損害を賠償するものとします。

#### ■展示規定

出展社は、展示方法等に関し、主催者の指示に従わなければなりません。出展社は会場が自動車メーカー研究開発センター敷地及び建屋内という特殊性を認識し、次の行為を禁止する事に同意するものとします。

- ①ブースに許可されていない過度な装飾を独自に施すこと。
- ②コンパニオン・アルバイトを雇用して勧誘行為等を行うこと。
- ③過度な音響を伴う機器類を使用する事。
- ④主催者から出展社に伝達する重慶長安汽車工程研究総院による敷地 内行動規範に反する各種行為。
- ⑤ブースを離れ、敷地・建屋・研究開発関連施設を無断で立ち入る行為 及び勧誘行為全般。

- ⑥予め申請して主催者より受理された要員以外の人員を無断で入場させること。また、出展社は自社の展示が他の出展社などの妨げにならないようにしなければなりません。万一、他の出展社とトラブル等があった場合には、主催者が妨害、違反の有無の判断をし、出展社はこの判断に従うものとします。
- ■グループ参加企業の定員について

グループでブースをシェアし参加する出展者は以下の定員を厳守してく ださい。

- \* 2社でシェアする場合 1社2名
- \*3~4社でシェアする場合 1社1名
- ■グループ参加ロースター登録を利用された出展者について グループ参加ロースター登録を利用された出展者は申し込み以前の段 階でブースをシェアする出展者情報を得ることはできません。ロースター 登録を行った順番に主催者が自動的に割り当てを行い、主催者が適当 と判断した時期にブースをシェアする出展者情報を通知いたします。

# ■防火保安

出展社は、会場に適用される防火および安全にかかわるすべての法規、

規則を厳守しなければなりません。

#### ■写真・ビデオ撮影

会場が大手自動車メーカーの研究開発施設内であるという特殊性を認識し、写真・ビデオ撮影等は主催者の許諾を得た場合を除き禁止致します。

## ■個人情報の取り扱い

出展社は、本イベントを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得をおこなう必要があります。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で利用しなければなりません。また取得した個人情報は、出展社が責任をもって管理・運用するものとします。万一、重慶長安汽車社員に損害が生じた場合、出展社が全責任を負うと共に、自ら責任を持って紛争を解決するものとします。尚、運営、施工、電気等の委託会社には業務上の理由により出展社の情報を主催者から提供いたします。ご了承ください。

# ■参加規約の変更について

主催者は本イベントの円滑な運営管理を目的として随時本規約内容の変更をできるものとします。